

第3部 共助でつくる健康文化と福祉のまちづくり ～健康・福祉分野～



〇健康とみぐすく 21 に基づいた健康づくり

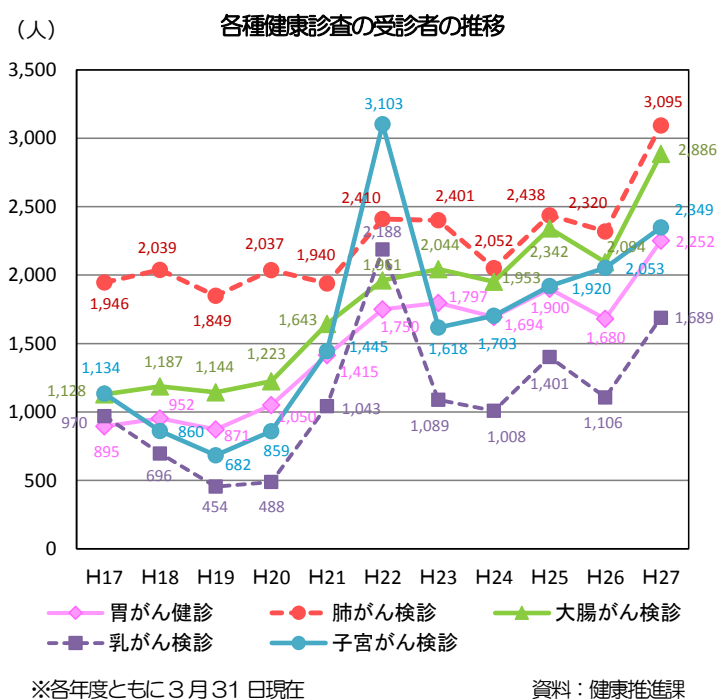
本市では、ライフステージに応じた健康づくりを推進するため、健康増進計画と母子保健計画を一体とした「健康とみぐすく 21（第二次・改定）」を平成 26（2014）年度に策定しました。全体目標として「健康寿命の延伸」「早世の予防」「親と子が健やかに育つ」を掲げ、市民の健康づくりに関わる取組を進めています。

今後、さらに市民の健康づくりを発展させていく基盤として、健康関連の情報を広く発信し、市民全体でその重要性に関する意識を共有していくことが必要となっています。

〇各種健康診査や予防接種の適切な実施

市民の健康維持・増進のために「特定健診」や「一般健康診査」を実施しており、市民に適切な健康診査の機会提供に努めています。特に「生活習慣病※1」予防のため、「メタボリック・シンドローム※2」の改善に向け、保健指導などを実施しています。また、がんの早期発見を目的として「がん検診」の対象年齢を拡大しており、受診者数の増加もみられます。しかしながら、これら各種健康診査の受診率は全国及び県内市町村と比較して低い状況にあることから、受診率向上に向けた取組みの充実を図り、疾病の予防と早期発見を推進していく必要があります。

また、感染症の予防、症状の軽減、病気のまん延防止などを目的として各種予防接種事業に取り組んでいます。しかしながら、予防接種種別間で接種率の相違があるため、すべての予防接種において接種率のさらなる向上に向けた種別毎の勧奨方法を検討するなど、取組の充実が必要となっています。



特定健診



【用語解説】

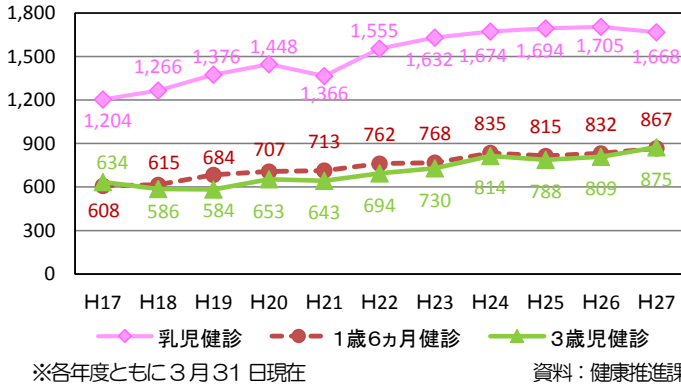
※1生活習慣病：糖尿病・脂質異常症・高血圧・肥満など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患
 ※2メタボリック・シンドローム：内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・高脂血症等のリスク要因が重なった状態

○母子の健康づくり

妊娠期から幼児期の健やかな成長を支援するために、「妊婦健診」「乳幼児健診」を実施しています。妊娠期や乳幼児期の生活習慣が将来の健康寿命に影響を与えるため、健診結果を踏まえた保健指導、訪問指導、栄養相談、発達相談を実施し、健康的な生活習慣について意識啓発を図っていく必要があります。

妊娠期から乳幼児期の生活習慣が、将来の健康寿命に大きく影響を与えるため、健康的な生活習慣について意識啓発を図っていく必要があります。

(人) 乳幼児健診の受診者数の推移



乳幼児健康診査



○国民年金制度の周知

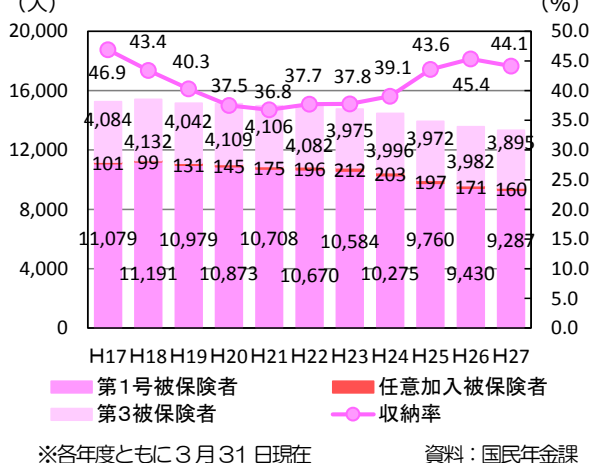
国民年金制度は、国民の健康や安定した暮らしを支えるうえで重要な共助システムです。平成 27（2015）年度現在、本市の国民年金への適用被保険者数（加入者数）は 13,342 人と、近年は減少傾向がみられますが、収納率は改善しており 44.1%となっています。国民年金制度を適正に運用していくため、普及啓発による加入の促進や相談業務の充実に取り組む必要があります。

○国民健康保険の健全化と後期高齢者医療制度の運営

国民健康保険制度は、地域医療の確保と住民の健康増進に大きな役割を果たしてきました。しかし急速な高齢社会の進展による医療費の増大などにより、国保財政は不安定な状況に至っています。このような現状を改善するために、平成 27 年 5 月に国民健康保険法が改正されました。これまで市町村が運営していた国民健康保険事業は、平成 30 年度から都道府県と市町村が共同で実施することとされ、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は保険税の賦課徴収や保険給付など住民に近い業務を担うこととなりました。このような状況を踏まえて、本市では引き続き国保制度等の周知活動の強化、保健事業の推進、収納率向上対策の推進をしながら、国保財政の更なる安定運営に取り組んでいく必要があります。

後期高齢者医療制度の保険料収納率については、年々向上していますが、県平均値に至っていないことから、さらなる向上を図る必要があります。

(人) 国民年金加入状況及び収納率の推移 (%)



(1) 健康意識の向上

保健所や医療機関などの関係機関と連携し、市民の健康維持・増進や健康意識の向上のための事業を行います。「生活習慣病」をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、体力づくりなど、健康づくり関連の情報について広く収集し、市民への情報発信に努めるとともに、妊娠期・乳幼児期からの健康的な生活習慣づくりや受動喫煙の防止、休肝日や食事バランス等の市民意識の向上に努めます。

(2) 健康づくり事業の充実

各種健康診査の受診率向上を図るとともに、早期の情報提供や受診の勧奨などを行います。また、市民全体の健康診査に係る保健指導の実施率向上のため、指導内容の充実に努めます。

予防接種率を向上させるため、種別毎の勧奨方法を検討するとともに情報提供の充実などに努めていきます。予防接種の基準については最新情報に留意し、迅速・正確な情報を市民に提供していきます。

各種乳幼児健診体制や感染症予防対策など母子の健康管理や出産・育児不安の解消に向けた取り組み、健康的な生活習慣や食習慣の確立のための相談と保健指導や食育^{※3}などの関連事業なども継続実施していくとともに、市民のニーズに合わせて、事業の充実・改善を図ります。

(3) 年金制度に関する支援の充実

国・県・日本年金機構などの関係機関との適切な役割分担の下、市民の年金制度全般に関わる相談体制の充実に努めます。国の動向に注視しつつ、制度改革や法改正が行われる際には、迅速・正確な情報収集と提供を行い、適切に対応していきます。

(4) 国民健康保険の健全化と後期高齢者医療制度の運営

国・県などの関係機関との適切な役割分担の下、市民の国民健康保険制度に関わる相談体制の充実に努めます。国による健康保険制度の改革や、関連する医療制度などに関わる改革の動きに留意し、市民に対して迅速かつ正確な情報提供を行い、適切に対応していきます。

医療費の適正化を図るため、レセプト（明細書）点検の強化や医療費通知によるコスト意識の高揚を図ります。また、特定健診や特定保健指導などによる生活習慣病の予防対策に努めます。

また、収納率の向上等による国民健康保険税等の確保に努めます。これらの取り組みにより、国保財政の健全化を図ります。

後期高齢者医療制度においても収納率向上に努めるとともに、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、制度の円滑・安定的な運営を行います。

【用語解説】

※3 食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

乳がん・子宮頸がん検診



バランス料理講習会



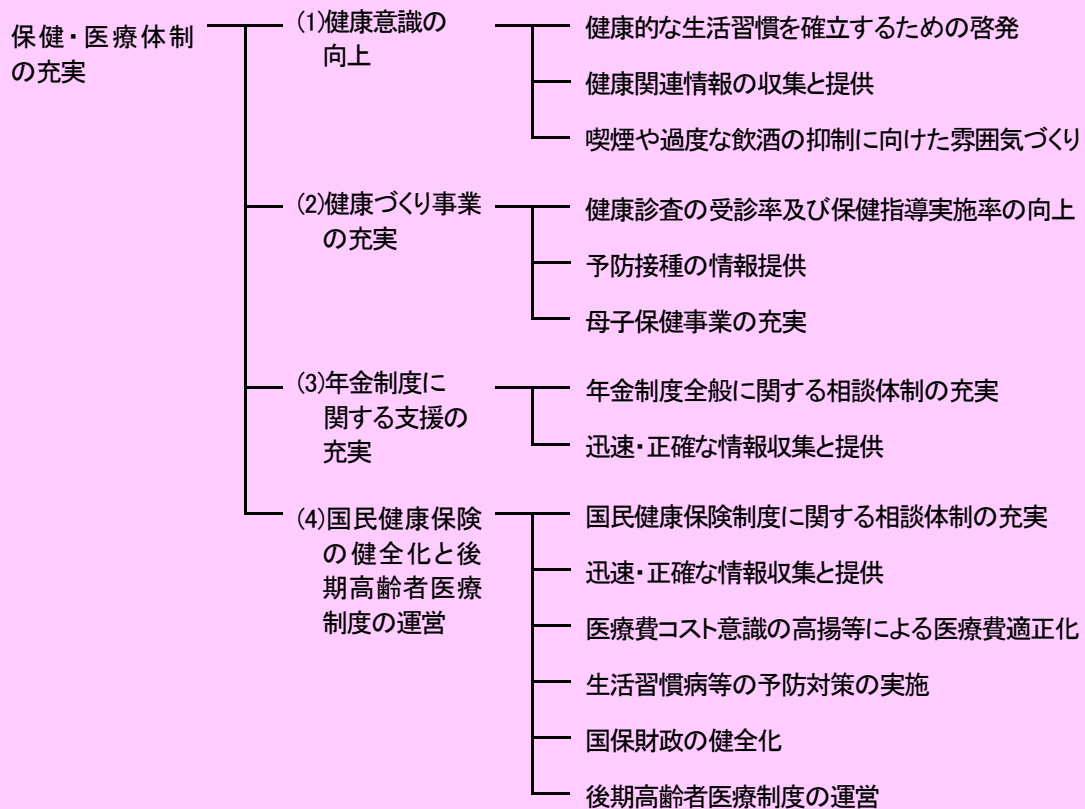
三歳児健診



三歳児健診



施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
特定健診の受診率 (40~74歳の国保被保険者)	29.1% (H21年度)	35.9%	60%
特定保健指導の実施率 (40~74歳の国保加入者)	49.9%	48.7%	60%
国民健康保険料収納率	92.48%	96.45%	96.45%

○スポーツ施設の維持・充実の取組

本市の屋内スポーツ振興の核として、平成 26 年に「市民体育館」を整備しており、多くの市民に利用されています。この他にも、市内には陸上競技場をはじめ、瀬長島野球場、総合公園庭球場、豊崎にじ公園庭球場、豊崎海浜公園庭球場、水泳プール、与根屋外運動場（野球場）、与根サッカー場などスポーツ施設の整備を実施しています。また、一部の学校運動場には照明設備を設置しており、夜間も一般開放するとともに、平成 28 年度より施設予約システムを導入しており、より利用しやすい環境となっています。

こうしたスポーツ施設は、市民の健康増進やレクリエーション、交流の場になるなど、重要な機能を果たしています。

また、県内でのスポーツ合宿ニーズは高く、国内外の多くのスポーツキャンプ等が開催されており、「沖縄県スポーツコンベンション誘致戦略」により全県一丸となった取組みが求められています。本市でも、2020 年の東京オリンピック、パラリンピックに向けて競技団体等合宿誘致を推進しており、今後も更なるスポーツ施設の維持・充実に努めていく必要があります。

○各種スポーツ振興のニーズの高まり

本市の主催する代表的なスポーツ関連のイベントとしては「新春マラソン大会」「壮年ソフトボール大会」「児童生徒オリンピック大会」があります。

また、NPO法人豊見城市体育協会が、陸上競技大会や各種のスポーツ大会を開催しています。豊見城市スポーツ少年団が開催する少年野球・バレーボール・サッカーなどの大会その他各種団体や地域による運動会なども活発に開催しています。

その他、豊崎美らSUNビーチではビーチバレーやビーチサッカーなど新たなスポーツへのニーズの高まりもみられます。

○スポーツ振興の体制づくり

本市では、スポーツ関連の団体が組織化され、スポーツ推進委員などによるスポーツ振興が進められています。

また、市民の心身の健康維持・増進に向け、学校教育におけるスポーツ振興にとどまらず、生涯スポーツを支援する体制づくりに努めていく必要があります。

市民体育館



新春健康マラソン大会



(1) スポーツコンベンションの推進

交通アクセスに恵まれた立地条件を活かすとともに、市内に有するスポーツ施設を活用し、各種大会、スポーツ合宿の誘致を行い、スポーツコンベンションを推進します。また、市内のスポーツ施設の水準を高め、市民の健康増進を進めながら、スポーツコンベンション施設として有効活用できる施設となるよう、機能強化を図ります。特に、豊見城総合公園については多様な主体が集い活躍するスポーツ交流拠点の形成を図ります。

市民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、各種スポーツ施設の適切な維持・充実に努めるとともに、「指定管理者制度^{※1}」の導入後の市民サービスの向上や利便性の向上について検証を実施し、より市民の利便性の高い施設運営を図ります。

市内の学校における運動施設の一般開放を引き続き実施します。

また、既存の公園や道路を利用したジョギングやウォーキングコースの整備に努めます。

(2) 多彩なスポーツ事業の実施

競技人口の増加や競技力向上のため、スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集と提供を行い、スポーツ振興に努めます。

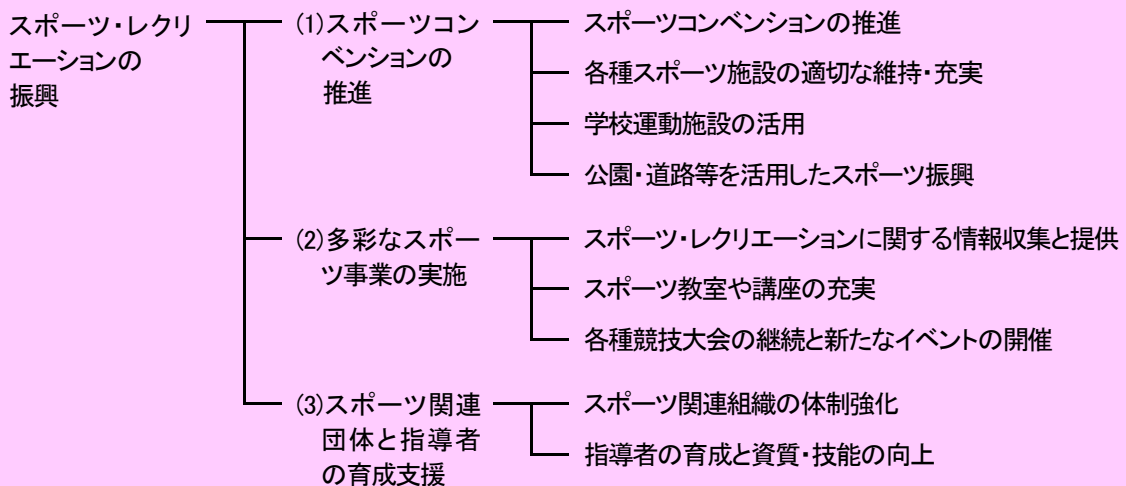
各種のスポーツ教室や講座、スポーツイベントなどに対する市民ニーズを把握し、関係団体と連携して、その充実に努めます。また、オリンピック・パラリンピック強化合宿等誘致を推進するにあたり、選手と市民の交流イベントを企画するなど、新たなスポーツイベントの開催について検討します。

(3) スポーツ関連団体と指導者の育成支援

各種競技のさらなる振興を図るため、種目別の協会設立やNPO法人（特定非営利団体）化の検討など、組織体制の強化を支援します。

また、地域におけるスポーツ振興や「生涯スポーツ」の充実に努めるため、各種研修会や講習会を開催し、スポーツ推進委員やスポーツ指導者の育成と資質・技能の向上を図ります。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
スポーツ教室・講習会の開設数	3教室	12教室	13教室
各種スポーツ大会開催数	26大会	23大会	23大会

【用語解説】

※1 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

地域福祉の体制充実

〇みんなで支える地域福祉のまちづくり

高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などにより、地域の中で孤立化し、困りごとがあっても誰にも相談できない方や多問題を抱える世帯等が増えており、行政だけでは全ての問題に対処できない状況もみられます。

本市では豊見城市社会福祉協議会との連携のもと、平成25年3月に「自助・互助、共助、公助」の考え方を基本に、「とみぐすくハッピープラン2013（第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を策定し、一人ひとりをみんなで支える地域福祉のまちづくりに取り組んでいます。

今後も、引き続き市民がともに支え合うひとにやさしいまちづくりの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

〇地域福祉の人材と組織の育成

福祉行政は、国や県の支援を受けつつ、市が主体となって事業を進めていますが、地域レベルの取組の重要性から、各種の福祉関連組織や保健・医療・教育などの関連機関と連携して進めています。社会福祉法により設置されている豊見城市社会福祉協議会では各種の福祉サービスの提供のほか、相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、様々な地域の福祉増進策に取り組んでいます。

また、民生委員・児童委員は、地域に密着して、担当地域の調査と生活実態把握や社会福祉事業施設との連携支援や市民からの相談業務に取り組むとともに、地域の子どもの生活や妊産婦の健康状態の把握や、福祉行政の中で行政と市民をつなぐ重要な役割を担っています。また、このほか在宅福祉サービス、子育て支援、ミニデイサービス、世代間ふれあい地域交流会など幅広い地域福祉に関わる活動に係る支援も行っています。

さらに、豊見城市老人クラブ連合会、母子寡婦福祉連合会、豊見城市ボランティア連絡協議会、豊見城市身体障害者福祉協会、豊見城市ボランティアセンターなどが市内の福祉関連団体と活動し、本市の「共助」を支えています。

本市においては、福祉施設は比較的充実していますが、施設間の連携などにより更なる充実を図るとともに、その担い手となる人材の育成や福祉関連組織支援を進めることで、地域福祉の充実を図る必要があります。

〇権利擁護の充実

認知症、障害等で判断能力が十分でない方ができる限り地域で自立した生活を継続していくことができるように取り組みの充実を図る必要があります。

(1) みんなで支える地域福祉のまちづくり

地域の多様な福祉課題に対し、市民一人ひとりが地域を支える担い手として関わっていくことができるよう、福祉意識の高揚や地域による支え合いのまちづくりを推進します。

誰もが住みよい豊見城市を目指し、地域や福祉関連の組織を始め、保健・医療関連の機関を含めて相互が緊密に連携・協力して、総合的な地域福祉の推進体制の確立を目指します。

生活全般にわたる複合的な課題をワンストップで受け止める相談窓口としてパーソナルサポートセンター※1が設置されていることから、市民に周知を行うとともに、各種相談窓口の充実・連携を図ります。また、サービスを選択するために必要な情報が行き届くようにしていくため、福祉に関する情報提供の充実を図ります。

子どもから高齢者や障害者を含むすべての市民が安心して生活し、自由な移動や社会参加ができる地域環境の形成を目指す「沖縄県福祉のまちづくり条例」の推進を図ります。

(2) 地域福祉の人材と組織の育成

社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉関連団体など地域福祉を支える団体等の支援とともに、福祉関連の組織で働く人たちや福祉ボランティアなど地域福祉に関わる人材の育成のために情報の提供や相談体制の充実、教育訓練プログラムの提供などに努めます。

また、地域において、支援を必要とする市民に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行うために、専門的知識を有する者として「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー※2」の配置及びその資質の向上を推進することで、地域での支援に軸足を置いた地域福祉の充実を図ります。

(3) 権利擁護の充実

判断能力に不安のある認知症の方や知的障害者・精神障害者が、できる限り地域で自立した生活を継続していくことができるように、権利擁護制度の周知を図るとともに、その利用に対する支援の充実を図ります。

施策の体系

地域福祉の体制
充実

(1) みんなで支える
地域福祉の
まちづくり

支え合いによる地域福祉の推進
地域や関連機関の連携強化
相談対応・情報提供の充実
ユニバーサルデザイン※3の都市整備

(2) 地域福祉の
人材と組織の
育成

福祉関連組織の充実支援
地域福祉に関わる人材育成
「コミュニティ・ソーシャル・ワーカー」の配置・資質向上

(3) 権利擁護の
充実

権利擁護の充実

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民意識調査「地域福祉の体制充実」の満足度数	—	2.90	3.0以上

【用語解説】

※1パーソナルサポートセンター：生活困窮者の生活全般にわたる困りごとに対応するために設置された相談や支援等の窓口
 ※2コミュニティ・ソーシャル・ワーカー：地域において生活上の課題（困りごと）を抱えている方の相談に応じ、必要な支援を結びつけて、関係機関・団体や地域との繋がりを持ちながら問題解決に取り組む専門家
 ※3ユニバーサルデザイン：年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること

〇地域包括ケアシステムの構築

本市における65歳以上の老年人口比率は16.8%（平成27（2015）年国勢調査）と、他市町村と比較して低いものの、着実に高齢化が進行しています。また、高齢単身世帯・高齢夫婦世帯の数、比率についても、ともに増加傾向で推移しています。今後、若い世代の流入は見込めるものの高齢者や世帯の数、比率ともに増加することが予想されています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるよう、「地域包括ケアシステム^{※1}」の構築が重要な課題となっています。地域包括支援センターを中心として各関係機関との連携のもと、医療・介護・予防・住まい・生活支援の充実に取り組んでいく必要があります。

また、認知症高齢者が増加しており、本市においても認知症高齢者の増加が懸念されます。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を実現していくためにも、認知症対策の充実が求められます。

〇介護予防と生きがいを感じる活動支援

本市では、人口増加と高齢化の進行により介護認定者数についても増加の傾向にあります。平成27（2015）年3月に高齢者福祉の指針となる「豊見城市高齢者保健福祉計画」を策定し、沖縄県介護保険広域連合との連携により介護保険制度を基軸とした介護予防施策を実施しています。

平成28年度からは、「介護予防・日常生活支援総合事業^{※2}」がスタートしていることから、社会参加の視点を取り入れた介護予防や、多種多様な主体によるサービス展開等により、更なる介護予防の取り組みの充実を図る必要があります。

高齢者の健康を維持・増進させることは、安定し生きがいを感じられる充実した暮らしを実現するために不可欠です。また、結果として医療費や福祉関連支出を抑えることで他の福祉施策の充実を図ることができます。

また、高齢者の交流の促進や「生きがいづくり」などを目的とした「老人クラブ」が各地域で組織化され、平成28（2016）年3月末現在、本市には22クラブがあります。高齢者の増加とともに、地域コミュニティの希薄化や働く高齢者の増加、価値観の多様化などから、加入率が減少傾向にあります。

また、「生きがいづくり」と「元気な高齢者」の雇用を促進するために豊見城市シルバー人材センターが設置されています。同センターは、平成16（2004）年に法人化され、平成28（2016）年3月末現在の会員数は465人となっており、会員は増加傾向にあります。

これらの介護予防施策や生きがいづくりを通して、高齢者が生きがいを感じられるような交流活動や就労の機会の充実を促進することも求められます。

【用語解説】

※1 地域包括ケアシステム：高齢者が住み慣れた地域で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるようにするための包括的な支援・サービス提供体制

※2 介護予防・日常生活支援総合事業：市町村の主体性を重視し、地域支援事業において多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・総合事業対象者に対して介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業

(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センター等と連携し、高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう、保健や福祉並びに介護保険サービスやその他日常生活等に係わる総合的な相談機能の充実を図ります。

地域で認知症高齢者を支えるために、認知症サポーター養成講座を開催する等、認知症に関する正しい理解を促していくとともに、認知症ケアパスの作成や認知症高齢者の見守り体制を強化し、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる環境整備に努めます。

(2) 介護予防の推進と生きがいづくり

地域の実情に応じて、住民等の多様な主体の参画により、多様なサービスの充実を図り、要支援者等に対する効果的かつ効率的な介護予防の充実を図ります。

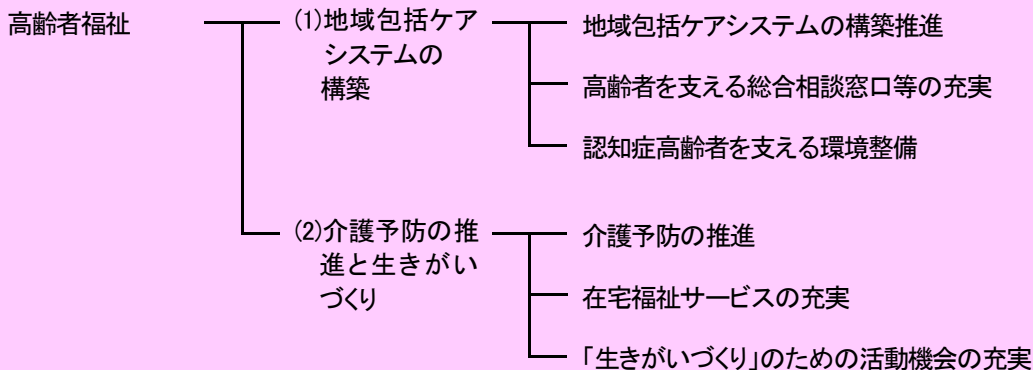
高齢者が住み慣れた地域において安心して在宅生活を営めるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、平均寿命の伸びと団塊世代の退職等により「元気な高齢者」の増加が進むと予想されることから、「生きがいづくり」を重要なテーマとして取り組みます。高齢単身者の自宅への「閉じこもり」や「孤立化」などが起きないように、老人クラブなどと連携した交流事業を推進します。

さらに、気軽に参加できる公民館単位のミニデイサービスなどの活動充実や、中央図書館や中央公民館などにおける生涯学習、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動などの機会の拡大に努めます。

今後増加する元気な高齢者の人材活用と生きがいづくりのため、豊見城市シルバー人材センターの支援に努めます。

施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
介護予防事業の参加者数	1,152人 (H21年度)	1,679人	1,700人
シルバー人材センター会員数	415人	465人	575人
ミニデイサービス参加者数	17,930人 (H21年度) (延べ人数)	591人	700人

○障害者が自分らしく安心して暮らすことのできる支援体制づくり

本市の障害者数（手帳所持者）は、平成 28（2016）年3月末現在、身体障害者 2,033 人、知的障害者 532 人、精神障害者 527 人の、合計 3,092 人で、人口増加とともに増えています。

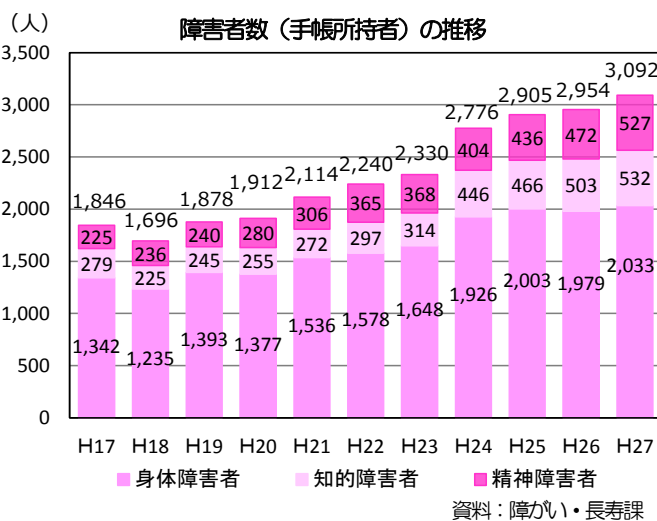
平成 25（2013）年 4 月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」が施行され、障害福祉サービス利用者自らが、サービスを選択できる仕組みとなりました。本市では、平成 26（2014）年度に「豊見城市障害者計画及び第4期障害福祉計画」を策定し、障害者のさまざまなニーズに対応できるように在宅サービス等の支援について量的・質的に充実に取り組んでいます。

今後も、引き続きサービス等の支援について充実を図るとともに、障害者が自分らしく安心して暮らすことができるようにライフステージごとにニーズ変化に合わせ、関係機関や地域が連携し、一貫した継続性のある支援体制づくりに努める必要があります。

○自立と社会参加のための支援

地域には多くの障害者が暮らしていますが、障害への市民の理解が十分に進んでいるとは言えない状況にあります。沖縄県においては「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（略称：共生社会条例）」が施行されています。平成 28 年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）※¹」が施行され、障害のある人もない人も地域社会の一員として暮らしていくことができるよう、環境づくりが求められています。

障害者が地域で自立した生活を送るためには就労が重要です。働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう障害者雇用を充実させる必要があります。また、障害者が地域社会の中で、自らの決定に基づき多様な地域生活を営むことができるように社会参加の支援を行う必要があります。



障害者スポーツ大会



【用語解説】

※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）：全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年6月に制定された法律

(1) 継続性のある支援体制の構築等

障害者のライフステージごとの多様な課題の解決に資するよう、相談支援体制の充実・周知を図るとともに、地域活動支援センターにおける創作的及び生産的活動内容の充実と利用促進を図ります。また、豊見城市障害者自立支援協議会を中心として課題解決のための具体的な取組みと方策等の検討を行います。

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活ができるよう障害福祉サービス等の支援充実を図るとともに、地域の特性や利用者の状況に応じ実施する地域生活支援の取組みの充実を図ります。

施設・病院等からの退所・退院する障害者等が地域生活に移行するため必要な支援を行うとともに、関係機関と連携して障害者等が地域で暮らし続けていけるような、市民の支えあいによる地域づくりを支援します。

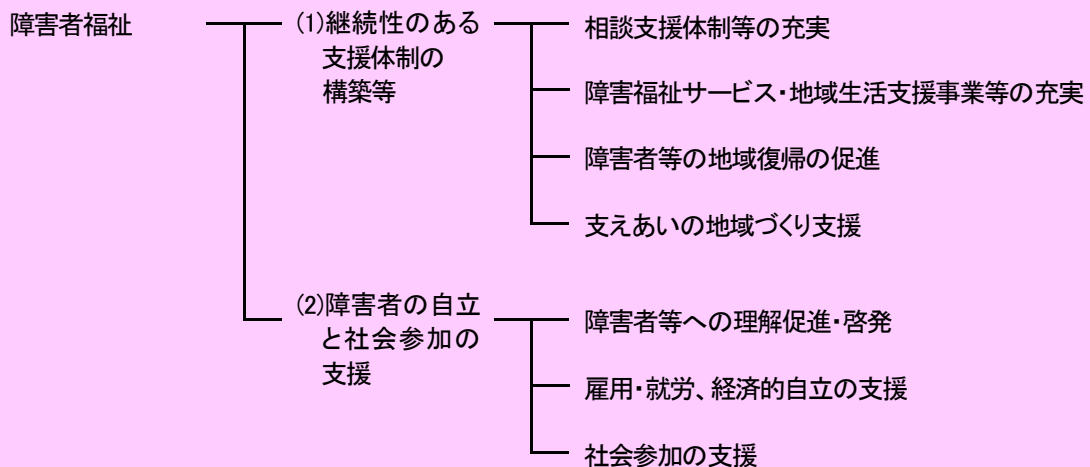
(2) 障害者の自立と社会参加の支援

障害者等への理解を深めるリーフレット、広報誌、市ホームページ掲載などにより市民への働きかけを強化します。特に障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における啓発活動を強化します。

企業等に対し障害者雇用に関する支援策の周知や情報提供等を行い、障害者の雇用機会創出に努めます。また、障害福祉サービスの就労訓練等の充実を図り、障害者の就労支援を推進します。

障害者が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動等支援充実を図ります。

施策の体系



目標指標	目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
目標指標	障害福祉在宅サービスの受給者数	212人 (H21年度末)	235人	290人
	相談支援事業所等への相談者数 (延べ人数)	9,700人 (H21年度)	9,861人	13,300人

○生活保護と自立支援

憲法第 25 条に定める「生存権」を実現するための制度の一つとして「生活保護法」があります。年金制度などの他の社会福祉・社会保障によっては、困窮状態から脱することができない市民に対し、金銭及び現物給付を行うことにより、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを目的としています。

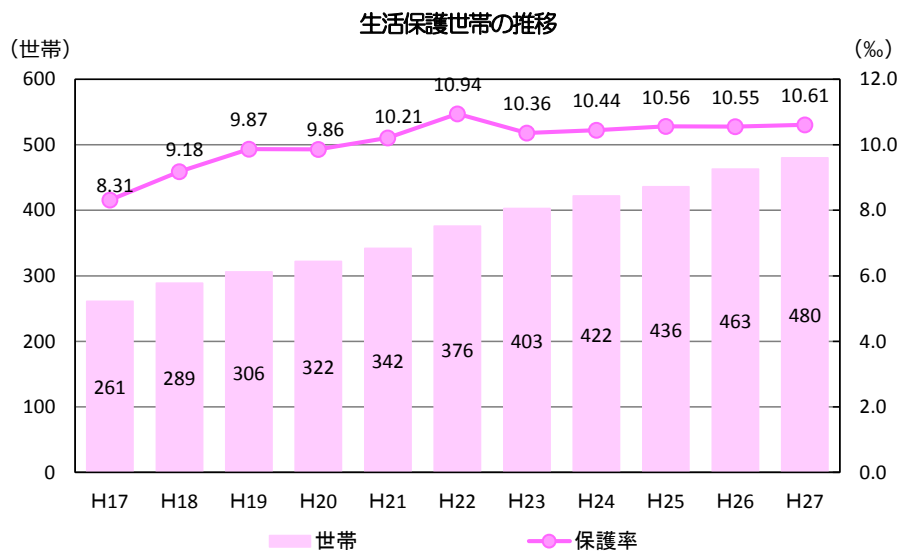
本市における平成 27（2015）年度平均の生活保護受給世帯は 480 世帯、被保護者数 661 人、保護率は人口 1,000 人当たり 10.61 人と、近年増加傾向にあります。引き続き、適正な保護を実施するために、被保護者の生活実態、疾病などの把握に努める必要があります。

また、少子高齢化や核家族化の進行等により、経済的自立だけではなく、社会的自立に向けた指導・援助が求められており、就労や日常生活等における自立支援の取組みの強化が必要となっています。

○生活困窮者への支援

平成 27（2015）年 4 月より「生活困窮者自立支援法^{※1}」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援に取り組むことが定められました。

今後は、法律に基づき生活困窮者への支援に向けて取り組んでいく必要があります。



※各年度ともに年度平均

※%は人口 1,000 人当たりの割合

資料：社会福祉課

【用語解説】

※1 生活困窮者自立支援法：「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」に対し、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律

(1) 生活保護と自立支援

市民に最低限の生活保障と社会的な自立を支援するため、規則の定める低所得者向けの生活保護事業を継続し、必要な相談と適切な保護施策を実施するとともに、的確な審査、被保護世帯の実態把握による制度の適正運用に努めることを通して、セーフティネットの確保に努めます。

社会的・経済的な自立支援のため、各種福祉サービスの提供に努めるとともに、那覇公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、就業相談や職業訓練の機会を提供するなど、自立支援の充実に努めます。

(2) 生活困窮者への支援

生活困窮者が抱える多様で総合的な問題について相談に応じるとともに、どのような支援が必要なのかを検討し、具体的な支援プランを作成します。

生活の土台となる住居の確保に向けた支援をはじめ、ハローワーク等との連携による就労支援等を実施します。

豊見城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

ひとりで悩まず
ご相談ください

相談無料

生活に困っている

仕事が見つからない

病気で働けない

将来が不安

家賃を払えない

育児で悩んでいる

子どもに勉強をさせたい

社会に出るのが怖い

働きたくても働けない、家賃を払えない、など、まずはお困りごとをお聞かせください。専門スタッフが一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族などまわりの方からのご相談でも受付いたします。

豊見城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

パーソナルサポートセンターと他の支援機関が連携して支援します

しごとや生活に困っている方、まずはご相談ください。相談窓口ではひとりひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

自立相談支援事業（あなただけの支援プランを作ります）

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給（家賃相当額を支給します）

離職などにより住居を失った方、またはもうおそれの無い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を確保した上で、就職に向けた支援を行います。

就労準備支援事業（社会、就労への第一歩）

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまく取れない」など、直ちに就労が困難な方に3か月から1年の間、プログラムによって、一歩就労に向けた基礎能力を磨きながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

家計相談支援事業（家計再建に向けた支援）

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期に生活再生を支援します。

施策の体系

生活保護及び
生活困窮者への
支援

(1)生活保護と
自立支援

(2)生活困窮者への
支援

低所得者向けの生活保護事業の継続
的確な審査と制度の適正運用

自立支援の充実

自立相談支援の実施

住居・生活等に対する支援の実施

目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
生活困窮者自立支援制度 啓発広報掲載回数	—	1回	4回